

単位（上段：円、下段：人）

現階層	定義	減免区分	新階層	保育料	第1子	第2子	第3子	合計（円）
1	生活保護世帯（国① 生活保護世帯）		1	0	0	0	0	0
2	1階層を除いた非課税世帯（国② ～260万）		2	0	0	0	0	0
3	1階層及び2階層を除いた所得割0円の世帯	要保護世帯	3	0	0	0	0	10,800
		上記以外		7,200	7,200	3,600	0	
4	所得割48,600円未満（国③ ～330万）	要保護世帯	4	9,000	9,000	0	0	405,000
		上記以外		15,600	15,600	7,800	0	
5	所得割48,600円以上（国④ ～360万）	要保護世帯	5	9,000	9,000	4,500	0	358,500
		上記以外		24,000	24,000	12,000	0	
	9,100円			0				
6	所得割57,700円以上（国④ ～470万）	要保護世帯且つ所得割77,101円未満	6	9,000	9,000	4,500	0	1,720,500
		上記以外		24,000	24,000	12,000	0	
	39,300円			8,040				
7	所得割97,000円以上（国⑤ 470万～）		7	32,040	32,040	16,020	0	2,739,420
				3,560				
8	所得割133,000円以上		8	35,600	35,600	17,800	0	3,204,000
				8,320				
9	所得割169,000円以上（国⑥ 640万～）		9	43,920	43,920	21,960	0	7,664,040
				4,880				
10	所得割235,000円以上		10	48,800	48,800	24,400	0	5,514,400
				8,800				
11	所得割301,000円以上（国⑦ 930万～）		11	57,600	57,600	28,800	0	3,888,000
				48,000円				
12	所得割349,000円以上		12	64,000	64,000	32,000	0	1,952,000
				48,000円				
13	所得割397,000円以上（国⑧ 1,130万～）		13	73,600	73,600	36,800	0	1,656,000
	48,000円			9,600				
	所得割445,000円以上		14	83,200	83,200	41,600	0	3,660,800
					32	24	0	

※最上位階層の月額保育料については、県内最上位のため見直しの対象外としている。

※現行の12階層と13階層との間差額が19,200円と他の階層と比較すると間差額が大きく、市長への手紙でも意見が寄せられていることから、第13階層を2分し、最高額の適用となる所得割額を397,000円から445,000円へと変更する案。保育料については、現行の第13階層と第12階層との間差額19,200円を2分し、間差額9,600円に設定。

※保育料総額としては、最高額適用者が新規階層の保育料額となるため減少する。

621

304

合計（月）

32,773,460 円

合計（年間）

393,281,520 円

現行との差額（月）	現行との差額（年間）
△ 216,000 円	△ 2,592,000 円